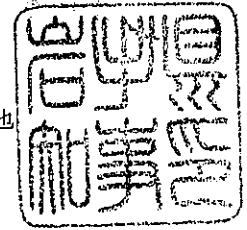


次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也



1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 令和8年度単価契約物品【配達軽油（盛岡地区）】

ア 軽油（課税）JIS規格 約31,000リットル

イ 軽油（免税）JIS規格 約27,000リットル

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所 岩手県知事が指定する場所

(5) 納入方法 配達による給油

(6) 入札方法 (1)について品目ごとに1リットル当たりの単価（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとする。）で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、軽油（免税軽油を除く。）の場合は、入札書に記載された金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額に、当該金額の100分の10に相当する額及び軽油引取税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、見積もった金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に軽油引取税に相当する額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に「燃料油脂類」で登録されている者であること。

(4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店が(3)の資格を有している者であること。

(5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県出納局総務課用品担当 電話番号 019-629-5972（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、岩手県のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年3月24日 午後1時45分 岩手県庁舎5階入札室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同月23日午後5時までに(1)の場所に提出すること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類を

令和8年3月6日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は入札説明書による。